

## 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づく規則

制定 平成 21 年 10 月 1 日

### (目的)

第 1 条 この規則は、神奈川県立生命の星・地球博物館（以下「博物館」という。）において平成 18 年 9 月 4 日 付け 18 文科科第 420 号の文部科学省科学技術・学術政策局長通知「研究費の不正な使用への対応について」及び平成 19 年 2 月 15 日 付け 18 文科科第 829 号の同局長通知「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、競争的資金等の補助金研究における不正防止に必要な体制を整備することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (一) 競争的資金等 ガイドラインの別紙に示された制度その他国の各省庁が所管する競争的研究資金制度をいう。
- (二) 最高管理責任者 博物館全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う者をいう。
- (三) 統括管理責任者 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について地球博全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者をいう。
- (四) 直接経費競争的資金等により行われる研究遂行に直接必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費をいう。
- (五) 間接経費競争的資金等による研究の実施に伴う研究機関等に必要経費をいう。
- (六) 科研費独立行政法人日本学術振興会又は文部科学省が公募する科学研究費補助金をいう。
- (七) ルール文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が作成している「科研費ハンドブック(研究者用・研究機関用)」に掲げられた科研費に関するルールをいう。

### (責任体制)

第 3 条 最高管理責任者には館長を充てる。

2 統括管理責任者には副館長を充てる。

3 最高管理責任者は、統括管理責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

### (事務処理、及び経費の管理)

第 4 条 管理課は競争的資金等の補助金の申請、経理、その他の総括的事務を行う。

2 科研費においては、直接経費は専用の預金口座を設け運営管理するものとする。間接経費は、研究者はその配付を受けた場合には速やかに博物館に譲渡するものとし、博物館は当該研究者が他の研究機関に転職した場合はルールに基づき移管するものとする。

3 競争的資金等の補助金で購入した設備、備品、図書等は博物館に属するものとする。

4 経理に関する事務は、神奈川県財務規則(以下「財務規則」という。)に基づいて執行するとともに、関係法令並びに文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める補助金に関する各種の規則等を遵守しなければならない。

### (物品の発注と検収)

第5条 研究に必要な物品は、原則として、研究者からの依頼に基づき、管理課が発注と検収を行い、研究者に物品の引き渡しを行うものとする。

(相談窓口)

第6条 「神奈川県立生命の星・地球博物館調査研究活動に関する要綱」第3条に規定する研究推進委員会に、競争的資金等の事務処理手続き及び使用についての博物館内外からの相談を受け付ける相談窓口を置く。

(臨時職員の雇用)

第7条 研究への協力をする者を直接経費で雇用する場合は、「神奈川県教育委員会非常勤職員の雇用等に関する取り扱い要綱」に準じて行うものとする。

(条例等の遵守)

第8条 博物館職員は、競争的資金等での研究業務の実施に当たり神奈川県の定める条例、規程等を遵守するほか、関係法令並びに文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める補助金に関する各種の規定等を遵守し、適正な執行に努めなければならない。

(防止計画推進部署)

第9条 全体の観点から不正を防止するため、研究推進委員会が防止計画推進部署を兼ね、職員を啓蒙するための研修や必要に応じた不正防止計画の策定・実施を行う。

(モニタリングと監査)

第10条 競争的資金等の適正な管理のため、モニタリング及び内部監査を実施する。

2 モニタリングについては支出状況の定期的な確認など、適正管理に向けた取組を実施する。

3 内部監査の実施の対象及びその数等については、文部科学省研究振興局及び独立行政法人日本学術振興会など競争的資金等を所管する機関の指導があればそれに従うものとし、その他の場合には最高管理責任者が必要な事項を定める。

4 内部監査は会計規定に基づき、防止計画推進部署と連携して、最高管理責任者が任命した職員が行うものとする。

(使用に関するルールの相談窓口)

第11条 研究推進委員会内に競争的資金等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける相談窓口を設置する。

(通報窓口の設置)

第12条 博物館内外から競争的資金等の不正に関する通報を受け付けるため、企画情報部に通報窓口を置く。この窓口は、競争的資金等に係る通報の業務においては外部からの通報も受け入れるものとする。

2 企画情報部は通報を受けた場合、速やかに研究推進委員会に報告する。その後の処理は「公的研究費の不正行為への対応」（別に定める）に基づいて行うものとする。

3 研究推進委員会において不正があるとされた場合には、最高管理責任者は遅滞なく是正処置及び再発防止措置を講じなければならない。

(不正に対する処分)

第13条 監査又は通報によって不正があると認められる場合、最高管理責任者はその旨を直ちに任命権者に報告しなければならない。

2 最高管理責任者は不正に対する調査結果と処分内容を、速やかに文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会に報告するものとする。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、競争的資金等の研究業務の不正防止に関し必要な事項は館長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 21 年 10 月1 日から施行する。

公的研究費の不正行為への対応

